

障害者の尊厳を守るため、障害者虐待防止法が成立しました。

衆議院議員 中根康浩

- 2011年6月17日、障害者虐待防止法が成立しました。
- この法律は「何人も障害者を虐待してはならない」ということを高らかに唱え、障害者の虐待防止に係る国や自治体の責務を規定し、虐待の早期発見、通報、更には、養護者支援のスキームを定めたものです。さらに、3年を目途とした見直し規定を設け、不十分な点について改正する努力を不断に続けることを明確にしました。
- 障害者虐待事件は後を断ちません。「水戸アカス事件」「滋賀サングループ事件」「札幌三丁目食堂事件」「奈良大橋製作所事件」「福島白河育成園事件」「福岡カリタスの家事件」など、事件化し、報道されるものは「氷山の一角」に過ぎません。特に、自ら声を発することが困難な知的障害者に対する虐待や権利侵害や差別は後を断たず、多くの被害者や家族が泣き寝入りを強いられ、一刻も早い虐待防止のための法律制定が望まれていました。
- 民主党は、障害者の尊厳を守りたいという強い思いから、障害者政策プロジェクトチームを中心に議論を重ね、多くの障害当事者や団体との意見交換を繰り返してきました。今回の法案成立は、そうした障害当事者の方々の長年の活動が、党派を超えて国会を動かしたものと考えます。
- 「国民の生活が第一」や「コンクリートから人へ」といった民主党の理念は、単なるスローガンではありません。国民の喜びも悲しみも苦しみも全て、政治自らの喜び、悲しみ、苦しみとして真正面から受け止める覚悟を表現したものです。まさに、声なき声を政策に反映し、誰一人として置き去りにしないのが政治のあるべき姿であり、それこそが民主党政権の真髄です。この法律は、政権交代がなければいつも後回しにされて実現できなかったといっても過言ではなく、民主党政権のもとで成立した法律であることに誇りを感じます。言うまでもなく、法案成立にあたっては、各党の皆様のご尽力、ご協力を頂きました。成立を待ち望まれた全ての関係者の皆様に、深く敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げます。